

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

港湾の津波対策を行いたい

No.25	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成26年度
-------	-------	------	---------------

支援の名称	港湾における津波避難対策の実施 (特定民間都市開発事業 【共同型都市再構築業務(港湾)】)
制度の 趣旨・背景	港湾で働く労働者等が津波等の災害から安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進します。
制度の 内容	港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者への支援を行います。 ■限度額 「総事業費の50%」又は「公共施設等整備費※」のいずれか少ない額を上限とします。 ※公共施設等整備費とは、「公共施設＋都市利便施設＋建築利便施設」の整備費の合計金額をいいます。 公共施設：緑地、道路 都市利便施設：荷さばき施設、公園等で公共の用に供される施設（公的に管理される必要はありません）、旅客待合所、旅客乗降用施設、退避施設、退避経路、備蓄倉庫、非常用発電施設、駐車場、休憩所等 建築利便施設：昇降機、共用通路、消防施設、空調施設等 ■対象施設 事業地が港湾区域又は臨港地区の区域内であり、公共施設の整備を伴う上屋、倉庫、旅客ターミナル、業務ビル等の港湾施設。 ■支援要件 以下の支援要件をすべて満たすことが必要です。 ・緑地、道路、港湾における係留施設等の公共施設の整備を伴うもの ・事業区域面積：500m²以上 延床面積：2,000m²以上 ・防災上有効な施設（退避経路及び退避施設等）を有する建築物（港湾労働者等の津波等からの一時的な避難場所としての利用に供されるものに限ります。）の整備に関する事業
対象と なる方	第三セクター、一般／公益財団法人を含む民間事業者
問い合わせ 先など	国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111（内線 46-723） 国土交通省 港湾局 産業港湾課 TEL：03-5253-8111（内線 46-435）